

「毒物劇物取扱者合格教本」正誤表 初版 第3刷

(2018年1月31日更新)

技術評論社 書籍編集部

お詫びと訂正

本書の以下の部分に誤りがありました。ここに訂正するとともに、ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

初版第3刷をお買い上げの方へ

P.19 「興奮、幻覚または麻酔作用」の表の右の列

誤	トルエン、酢酸エチル、トルエンまたはメタノールを含有するシンナー
正	トルエン、 ならびに 酢酸エチル、トルエンまたはメタノールを含有するシンナー

P.32 問題2 2行目

誤	(平成19年東京都)
正	(平成 20 年東京都 [改])

P.32 問題3 2行目

誤	(平成19年東京都)
正	(平成 20 年東京都)

P.41 「●運搬方法(施行令第40条の5)」の上から3行目

誤	別表第2(p.15)
正	別表第2

P.46 表「※2 業務上取扱者の届け出（施行令第 42 条）」の上から 3 行目

誤	別表第 2 (p.15)
正	別表第 2

P.41 と P.46 の別表 2 は「毒物及び劇物取締法施行令」の別表 2 になります。
具体的な内容は、正誤表最終ページの別紙の別表 2 をご覧ください。

P.49 問題 4 の d

誤	「塩酸塩類を交付した際に記載した帳簿を」
正	「 塩素酸塩類 を交付した際に記載した帳簿を」

P.87 見出し

誤	(1)中和反応
正	(1)中和反応(水溶液)

P.88 の練習問題①

誤	中和反応とは、
正	水溶液の 中和反応とは、

P.88 ポイント

誤	中和反応とは、
正	水溶液の 中和反応とは、

P.92 「(2) シャルルの法則」の 3 行目

誤	気体の体積を 3 倍にすると
正	絶対温度 を 3 倍にすると

P.117 問題 10 1 行目

誤	(平成 19 年東京都)
正	(平成 20 年東京都)

P.126 の表 下から 14 行目

誤	塩素 気体 黄緑色、漂白作用
正	この行を削除

P.127 の表 上から 8 行目

誤	塩素 気体 黄緑色、不燃性	特
正	塩素 気体 黄緑色、不燃性、漂白作用	特

P.127 の表 上から 12 行目

誤	トルイジン (オルト、メタ異性体) (パラ異性体)	固体 液体
正	トルイジン (パラ異性体) (オルト、メタ異性体)	固体 液体

P.127 の表 下から 5 行目

誤	亜塩素酸ナトリウム 固体 揮発性
正	亜塩素酸ナトリウム 固体 爆発性

P.127 の表 下から 4 行目

誤	塩素酸カリウム 固体 揮発性
正	塩素酸カリウム 固体 爆発性

P.127 の表 下から 3 行目

誤	塩素酸ナトリウム 固体 揮発性
正	塩素酸ナトリウム 固体 爆 発性

P.144 「パラチオン」の説明の下から 2 行目

誤	EPN（毒物、液体）、
正	EPN（毒物、 固 体）、

P.227 下から 3 行目 ジメチルアミンの化学式

誤	ジメチルアミン [(CH ₃) ₂ NH ₂]
正	ジメチルアミン [(CH ₃) ₂ NH]

P.236 項目 11 の「四塩化炭素」の枠外の赤文字

誤	「核膜が黄色になること」
正	「 角 膜が黄色になること」

P.250 問題 5① 上から 1 行目

誤	有機機燐化合物（有機燐製剤）
正	有 機燐化合物（有機燐製剤）

以上

別紙 「毒物及び劇物取締法施行令」の別表 2

別表第二（第四十二条関係）

- 一 黄燐りん
- 二 四アルキル鉛を含有する製剤
- 三 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
- 四 弗ふつ化水素及びこれを含有する製剤
- 五 アクリルニトリル
- 六 アクロレイン
- 七 アンモニア及びこれを含有する製剤（アンモニア十パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 八 塩化水素及びこれを含有する製剤（塩化水素十パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 九 塩素
- 十 過酸化水素及びこれを含有する製剤（過酸化水素六パーセント以下を含有するものを除く。）
- 十一 クロルスルホン酸
- 十二 クロルピクリン
- 十三 クロルメチル
- 十四 硅けい 弗ふつ化水素酸
- 十五 ジメチル硫酸
- 十六 臭素
- 十七 硝酸及びこれを含有する製剤（硝酸十パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 十八 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（水酸化カリウム五パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 十九 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（水酸化ナトリウム五パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 二十 ニトロベンゼン
- 二十一 発煙硫酸
- 二十二 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド一パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 二十三 硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸十パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの